

2021 年 5 月 1 日

吸収分割に係る事後開示書面

東京都港区海岸一丁目 2 番 20 号

株式会社プロネクス

代表取締役社長 上野剛史



東京都千代田区神田錦町三丁目 7 番 1 号

株式会社アイ・エヌ情報センター

代表取締役社長 浅野智昭



株式会社プロネクス（以下、「分割会社」といいます。）及び株式会社アイ・エヌ情報センター（以下、「吸収分割承継会社」といいます。）は、2021 年 2 月 1 日付で締結した吸収分割契約（その後の変更を含みます。）に基づき、2021 年 5 月 1 日を効力発生日として、分割会社の企業情報データベース事業に関する権利義務を吸収分割承継会社に承継させる吸収分割（以下、「本件吸収分割」といいます。）を行いました。本件吸収分割に関して、会社法第 791 条及び第 801 条並びに会社法施行規則第 189 条に基づく開示事項について、下記のとおりご報告申し上げます。

記

1. 本件吸収分割が効力を生じた日

2021年5月1日

2. 分割会社における会社法第784条の2、第785条、第787条、第789条の規定による手続きの経過

(1) 株主の差止請求手続き

本件吸収分割は、分割会社においては会社法第784条第2項の規定する簡易分割に該当するため、会社法第784条の2の規定の適用はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求手続き

本件吸収分割は、分割会社においては会社法第784条第2項に規定する簡易分割に該当するため、会社法第785条第1項第2号の規定に基づき、会社法第785条の規定による手続きは行っておりません。

(3) 新株予約権買取請求手続き

本件吸収分割において、分割会社は新株予約権を発行しておりませんので、会社法第787条の規定による手続きは行っておりません。

(4) 債権者の異議申述手続き

本件吸収分割において、承継すべき債務について重畳的債務引受を行ったことにより、会社法第789条第1項第2号の規定による異議申述ができる債権者はありませんので、会社法第789条の規定による手続きは行っておりません。

3. 吸収分割承継会社における会社法第796条の2、第797条、第799条の規定による手続きの経過

(1) 株主の差止請求手続き

本件吸収分割において、会社法第796条の2の規定する差止請求を行った株主はいませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求手続き

本件吸収分割において、2021年4月9日付で株主に対し通知を行いました。株式の買取請求期限の2021年4月30日までに株式の買取請求を行った株主はいませんでした。

(3) 債権者の異議申述手続き

本件吸収分割において、2021年3月22日付の官報及び電子公告により、債権者に対する異議申述公告を行いました。異議申述期限の2021年4月22日までに異議申述を行った債権者はいませんでした。

4. 吸収分割承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

吸収分割承継会社は、本件吸収分割の効力発生日である2021年5月1日をもって、分割会社の企業情報データベース事業に関して有する権利義務を承継しました。

5. 吸収分割による変更の登記をした日

2021年5月14日（予定）

6. その他吸収分割に関する重要な事項

会社法第790条による手続きを行い、本吸収分割の効力発生日を2021年4月1日から2021年5月1日に変更しました。

以上